

大規模災害時の緊急車両への優先給油について

1. 趣 旨

大規模災害時において、県民の生命や生活の維持、ライフライン等の迅速な応急復旧を図るために必要な車両のうち、優先給油しなければならない車両を緊急車両と定め、大規模災害時に優先給油所において混乱を招かないよう、県民に対し、緊急車両に係る基準及び優先給油についての周知を図るとともに、石油燃料供給対策の手順を定め、関係者間で情報共有を図る。

2. 緊急車両の定義

- ① 赤色灯付の車両
- ② 医療機関の車両、医薬品、医療材料等を搬送する車両（医療機関等の名称が表示されている車両）
- ③ 訪問看護、訪問介護、居宅療養管理指導を実施するための車両
- ④ 電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインの応急復旧を行う車両
- ⑤ 道路、河川、港湾、鉄道等の公共施設の応急復旧を行う車両
- ⑥ 給水車、ごみ収集車、除雪車等の県民生活の維持を図るために必要な車両
- ⑦ 行政機関の依頼に基づき、支援物資等の運搬及び災害防止活動を行う車両
- ⑧ 県、市町村、一部事務組合、広域連合の公用車
- ⑨ その他、青森県災害対策合同指揮本部等が必要と認めた車両

3. 緊急車両使用（管理）者の役割

- ① 緊急車両は、平時から燃料を満量近くで保管するよう努める。
- ② 緊急車両は、災害発生時は指定された目的でのみ車両を使用する。
- ③ 県民の理解を得るため、優先給油を受ける場合は、所定のステッカーを貼り付けて給油を行うこととする。（道路交通法施行令第13条の規定に基づく緊急自動車のうち、赤色の警光灯を備えた車両を除く。）

4. 緊急車両の指定

- ① 緊急車両は、県庁各部局長、市町村長、一部事務組合・広域連合の長、指定（地方）公共機関の長が、大規模災害時石油燃料供給対策に係る緊急車両情報報告書（様式1又は様式2）により指定する。
- ② 赤色灯付の車両は、指定されたものとする。
- ③ 事前に指定することのできない支援物資等の運搬車両、応援車両及び応急復旧工事や災害防止活動を実施する民間事業者等の車両については、当該車両が給油を受けようとする時に応援等の要請を行った県庁各部局、市町村、一部事務組合・広域連合、指定（地方）公共機関の長が①に準じて指定する。
- ④ 緊急車両を指定した者は、速やかに青森県知事に報告する。

5. 車両への優先給油対策

(1) 優先給油の開始日

- ① 2. 緊急車両の定義③以外の緊急車両には、合同指揮本部等が石油燃料供給対策の実施を決定した時から優先給油を行う。
- ② 2. 緊急車両の定義③の緊急車両には、合同指揮本部等が石油燃料供給対策の実施を決定した後概ね4日目以降から優先給油を行う。

(2) 緊急車両の表示（赤色灯付の緊急車両を除く）

- ① 2. 緊急車両の定義③以外の緊急車両は、「赤色」の所定のステッカーを貼付する。
- ② 2. 緊急車両の定義③の緊急車両は、「黄色」の所定のステッカーを貼付する。

(3) 経費負担

石油燃料の給油に要した費用は、原則、給油を受けた者が負担することとする。

(4) 優先給油の手続き

- ① 商工政策係は、青森県石油商業協同組合・青森県石油商業組合（以下、「県石商」という。）と協議・調整のうえ、優先給油に協力可能な給油所リストを作成する。
- ② 商工政策係は、当該リストを緊急車両の指定者（県庁各部局長、市町村長、一部事務組合・広域連合の長、指定公共機関の長）に対し、電子メール、FAX、電話のいずれかの方法により随時情報提供を行う。
- ③ 緊急車両の指定者は、必要に応じて、緊急車両の使用者へ情報提供を行う。
- ④ 緊急車両の使用者は、所定のステッカーを貼付のうえ、優先給油を受ける。
- ⑤ 給油を受けた者は、当該給油所とその給油に要した費用及び支払方法について協議のうえ、速やかに支払うものとする。
- ⑥ 県公用車の給油については、「公用車給油カード取扱要領」に定める手順によるほか、青森県石油商業協同組合と毎年度締結する「物品供給契約書」による。

6. 緊急車両の指定を受けていない車両の場合

緊急車両の指定を受けていない車両を有する者が給油を受けようとする時は、4. 緊急車両の指定③に基づき指定を受けた後、5. 緊急車両への優先給油対策に準じて優先給油を受けることとする。

7. 事前対応事項

- ① 緊急車両への優先給油対策の実施に当たって必要な情報については、県石商と予め情報共有を図っておく。
- ② 緊急車両が優先給油を受ける際に貼り付ける所定のステッカーは、大規模災害時に備え、緊急車両の指定者に予め配付しておく。
- ③ 緊急車両の指定者は、災害発生時に緊急車両の使用者が所定のステッカーを円滑に使用できるよう努める。